

インターネット接続サービス契約約款

目次

第1章 総則	1
第2章 インターネット接続サービスの提供区域等	1
第3章 契約	1
第4章 付加機能	3
第5章 端末機等	3
第1節 端末機	3
第2節 自営端末機	4
第6章 提供中止等	4
第7章 料金等	5
第1節 料金	5
第2節 料金の支払義務	5
第3節 割増金及び延滞利息等	6
第8章 保守	6
第9章 損害賠償	7
第10章 雑則	7
附 則	8

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このケーブルインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）契約約款（以下「約款」という。）に定めるところにより本サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で改定することがあります。この場合において、これ以降の加入者との契約条件は、改定後の新しい約款によるものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所の間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	当社が提供する、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
6 加入者回線	当社が契約に基づいて設置する電気通信回線
7 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一つの部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるもの
8 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
9 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
10 ケーブルモデム	センター設備からサービスを提供する為に、加入者宅に設置する同軸ケーブルで送られた同軸信号を、LANケーブルで送る電気信号に変換するための装置
11 D-ONU	センター設備からサービスを提供する為に、加入者宅に設置する光ファiberで送られた光信号を、LANケーブルで送る電気信号に変換するための装置
12 端末機	ケーブルモデム又はD-ONUをいう
13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 インターネット接続サービスの提供区域等

(インターネット接続サービスの提供区域等)

第4条 当社のインターネット接続サービスの提供区域は、当社が別に定めるところによります。

第3章 契約

(契約の対象、加入申込金及び免除)

第5条 当社は、加入者回線1回線ごとに1の接続契約を締結します。この場合において、加入者は、1の契約につき1人に限ります。また、一世帯及び一人法人ごとに行うものとします。

- 2 当社に加入し、サービスの提供を受けようとする者は、加入申込手続をし、契約と同時に加入申込金を支払うものとします。
- 3 加入申込金は、一加入世帯につき別表1の料金表のとおりとします。
- 4 申込者は、超得割プラン、とく割プラン、超得割プラスおうちでビデオレンタルプラン、スマートテレビプラン、スマートテレビプラス電話プラン（以下「セットプラン」という）に申し込む場合は第6条3項の同意を前提として加入申込金を免除いたします。
- 5 申込者は、スタンダードコース、プラチナコース、ウルトラコース（以下「コース」という）を申し込む場合、申し込み時に、2年以上の利用に同意（契約時の申込書等に申込金がゼロ円、無料等の記入がある場合）した場合は加入申込金を免除いたします。（別表2）

(契約の成立、最低利用期間及び契約の解除料)

- 第6条 加入契約は、加入申込者が加入申込書に記載の定め及びこの契約約款を承認のうえ、当社指定の申込書に必要事項を記入して押印し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
- 2 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社所定の文書により、当社又はいずれからも何らの意思表示がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とします。ただし、別表2表に規定するプランについては、当該規定に定めるところによります。
 - 3 加入申込者が、セットプランの申し込みを行う場合は、本サービスの提供を開始し、初回課金月を起算月として同月から36か月の最低利用期間（以下「セットプラン利用期間」という。）内において、加入契約を解約又は解除しないことを条件として申し込むものとします。
 - 4 加入者は、サービスの利用を開始し初回課金月を起算月とし同月から前項の最低期間利用するものとします。最低利用期間内に加入契約の解約または解除を行なった場合には、当社が定める期日までに、加入契約の解約料として各プラン、コースにより別表3のとおり解約料（違約金）を当社に支払うものとします。
 - 5 加入契約の解約料については利用期間により減額する場合があります。
 - 6 オプションの利用については申し込みした翌月末までの利用が最低利用期間になります。
 - 7 オプション利用料は月額利用料とし、日割りはできません。
 - 8 オプション利用料の請求は申込みした翌日より発生し、その利用料はその月の分をその月末に請求いたします。

(加入者回線の終端)

- 第7条 当社は、加入者が指定した場所の建物又は工作物において、端末機を設置し、これを加入者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

(契約申込みの方法)

- 第8条 契約申込みををするときは、次に掲げる事項を記載した当社所定の加入申込書を提出するものとします。この場合において、加入申込書に記載された加入者の個人情報、当社が加入者に対するインターネット接続サービスの提供及び付帯業務に使用するものとします。
- (1) 料金表に定める当社のインターネット接続サービスの種類
 - (2) 加入者回線の終端とする場所
 - (3) その他当社がインターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

- 第9条 当社は、契約申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、当社のインターネット接続サービスの提供をするために必要な電気通信設備に余裕がないときは、その承諾を延期することがあります。
 - 3 当社は、次の各号に該当する場合には、その契約申込みを承諾しないことがあります。また、当社は承諾後においても、次の各号に該当する事項が判明した場合は、違約の責任を負うことなく、その承諾を取り消すことができます。
 - (1) 契約申込みに係る加入者回線の設置、又は保守することが技術上困難なとき。
 - (2) 契約申込者が当社のインターネット接続サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込内容に虚偽の記載があった場合。
 - (4) 料金等の支払方法について当社の定める方法に従っていただけない場合。
 - (5) 加入申込者が当社のインターネット接続サービス又はその他当社のサービスを受けたことがあり、その契約約款に違反したことがある場合。
 - (6) その他当社のインターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - 4 前項の規定により当社のインターネット接続サービスの契約申込みを承諾しない場合があります。

(契約事項の変更等)

- 第10条 当社は、加入者から請求があったときは、第8条第1号又は第3号に規定する当社のインターネット接続サービスの契約事項の変更を行うものとします。
- 2 加入者は、加入者の負担により、同一の建物内において加入者回線の場所について変更の請求をすることができます。
 - 3 当社は、第1項又は第2項の請求があったときは、第9条の規定に準じて取り扱います。
 - 4 第2項に必要な作業は、当社又は当社が指定した業者が行うものとします。

(利用の一時休止及び再開)

- 第11条 加入者は、当社のサービス提供の一時休止又はその再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合においては、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間、休止管理費用として別表1の料金表に定める費用を当社に支払うものとします。また、利用料金、オプションサービスの日割り計算はしません。
- 2 加入者は、別表2のセットプラン契約につきましては、一時休止はできません。

(契約に基づく権利の譲渡)

- 第12条 当社は、加入契約上の権利の譲渡を禁止します。ただし、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出て、当社がこれを承認した場合は、この限りではありません。
- 2 前項に規定する権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）のすべての義務を承継するものとします。
 - 3 権利の譲渡は、原則として二親等以内の親族に限ります。
 - 4 第1項の規定により、当社が権利の譲渡を認め、名義変更を行った場合、新加入者は変更にかかる事務手数料として別表1に定める金額を支払うものとします。

(解約)

- 第13条 加入者は、設置工事終了後、加入契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の10日前までに当社所定の解約申込書により申し出るものとします。
- 2 前項の解除の場合、加入者は、第5条に定める加入申込金及び第29条に定める設置に要する加入者負担の費用に未払いがある場合、一括してその未払金を当社に支払うものとします。

- 3 第1項の解除の場合、加入申込金及び設置工事料等の払戻しは行いません。
- 4 加入者は、第26条に定める利用料金を当該解約日の属する月の分まで支払うものとします。ただし、この利用料金を過払いがある場合、当社は別表1に定める規定によりその過払金を加入者に返却するものとします。
- 5 加入者は、第1項の解除の場合、別表1に定める撤去に要する費用を当社に支払うものとします。この撤去に伴い、加入者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、その復旧費用は加入者の負担とします。
- 6 契約を解除した場合、利用料金等に未払いがあるとき、及び故意又は過失によって解除前に発生した加入者の賠償責任があるときは、いずれの義務も失効しないものとします。
- 7 セットプランを解約した場合、登録した a u I D の停止を行います。
- 8 セットプランの解約をした場合、同時に当社に申し込みし発番した電話番号については抹消いたします。
- 9 セットプランの解約をした場合、番号ポータビリティにて他社より移行し使用していた電話番号を、他社にて継続利用する場合は加入者にて移行の手続きを行うものとします。

(契約の解除及び強制停止)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1条のサービスを解除または強制停止することがあります。なお、当社は当該強制停止により、加入者が被った損害については賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 加入者が、本約款に違反したとき。
 - (2) 加入者が当社の定める期間内にその停止事由を解消又は是正しないとき。
 - (3) その事実が当社の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
 - (4) 加入者が第11条に基づく休止期間が満了した後も利用の再開の申し出をしないとき。
 - (5) 申込内容に虚偽の記載があったとき。
 - (6) 電気通信回線の地中化又は集合住宅一括加入の契約解除等、当社又は加入者の責任に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で当社のインターネット接続サービスの継続ができないとき。
 - (7) 第41条の規定に違反したとき。
 - (8) 加入者が2ヶ月連続して利用料の支払いを遅延したとき。
- 2 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとする場合、その加入者に通知又は催告をしない場合があります。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に属する電気通信設備の資産等を撤去します。ただし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者がその復旧に係る費用を負担するものとします。
- 4 契約を解除した後でも、解除前に生じた加入者の未払料金等の債務の支払義務は失効しないものとします。
- 5 契約解除の場合、加入申込金、工事費等の返還は、いたしません。
- 6 加入契約の解除にともない該当するセットプランにおいては、スマートテレビサービスで登録した a u I D の停止を行います。
- 7 ケーブルプラス電話で使用していた電話番号については抹消する（NTT等への番号移行はできない）ものとします。
- 8 スマートテレビプラン及びスマートテレビプラス電話プランの加入契約の解除の場合、登録した a u I D の停止を行います。
- 9 スマートテレビプラス電話プラン、超得割プラン、とく割プラン、超得割プラスのうちでビデオレンタルプランの加入契約解除を行う場合、当社が申し込み時に発番した電話番号については抹消いたします。
- 10 スマートテレビプラス電話プラン、超得割プラン、とく割プラン、超得割プラスのうちでビデオレンタルプランの加入契約解除を行う場合、番号ポータビリティにて他社より移行し使用していた電話番号については加入契約解除をおこなった場合はその電話番号については抹消されます。
- 11 強制停止を行いその後復帰する場合は別表1の復帰手数料を当社に支払うものとします。

第4章 付加機能

(オプションサービス)

第15条 当社は、加入者から請求があったときは、料金表に定めるオプションサービスを提供します。

(付加機能の廃止)

第16条 当社は、契約が解除されたときは、その契約に係る付加機能を廃止します。

第5章 端末設備等

第1節 端末設備

(端末機の提供等)

第17条 当社は、インターネット接続サービスの加入者に対し、端末機を1加入につき1台を貸与するものとします。なお、基本契約利用料金には、端末機1台の利用料が含まれるものとします。

- 2 端末機は、当社が所有し、乙に貸与するものであり、契約期間の満了、契約の解約、解除等によってこの契約が終了した場合は、加入者は直ちに当社に返却するものとします。また、加入者が故意又は過失により端末機を破損又は紛失した場合、加入者は実費を負担するものとします。
- 3 当社は、当社のインターネット接続サービスを受けるために必要な端末機を、契約に基づき設置します。
- 4 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、これに違反したときは、当社は、契約の解除及び損害金の請求をする権利を有します。
 - (1) 端末機を転貸、譲渡、質入れ等すること。
 - (2) 第19条による場合を除き、端末機を定められた場所から移動し、又は接続変更すること。
- 5 加入者は、端末機の性能、機能が不完全であるか、又は通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、端末機の交換の請求はできません。
- 6 当社は、端末機の老朽化又は性能が劣化した場合等においては、当社の費用負担により端末機を取り替え、又は改修するものとし、加入者はこれに協力するものとします。

(端末機に異常が生じた場合の措置)

第18条 加入者は、端末機に異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

- 2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する業者がその原因を調査し、当該装置の修理を行います。

- 3 第1項の異常が加入者の責任に帰すべき事由により生じたときは、当該調査及び修理に関して要した費用は、加入者が負担するものとします。

(転居及び端末機の移転)

第19条 加入者は、次の場合に限り、端末機の設置場所を変更することができます。この場合において、その変更に必要な費用は、加入者の負担とします。

- (1) 変更先が同一敷地内又は同一建物の場合
 - (2) 変更先が当社の業務区域内で、かつ最寄りの電気通信回線設備に余裕がある場合
- 2 加入者は、設置場所の変更に必要な経費として、別表1に定める当該項目の費用を負担するものとします。ただし、工事業者につきましては、当社の指定工事業者とします。
- 3 申込者がセットプランの提供を受けた後、申込者の都合により初回課金月を起算月とし利用期間が10ヶ月以内に転居する場合、転居工事費用として、一律30,000円に消費税を加えた額をBTVに支払うものとします。

第2節 自営端末設備

(自営端末機に異常がある場合等の検査)

第20条 当社は、加入者回線に接続されている自営端末機に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に検査を受けることを求めることがあります。この場合においては、加入者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。

- 2 前項の検査を行った結果、自営端末機が法令で定める技術基準に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末機を加入者回線から取り外すものとします。

(当社の電気通信回線との接続)

第21条 加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末機を介して、その加入者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行うことができます。

- 2 当社は、前項において、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

第6章 提供中止等

(提供の中止)

第22条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社のインターネット接続サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
 - (2) 第24条の規定によるとき。
 - (3) 前2号のほか豪雨・天災・事変・その他当社の責めに帰することのできない事由によるとき。
- 2 当社は、前項の規定により当社のインターネット接続サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを加入者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

(サービス提供の停止)

第23条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、3ヶ月以内で当社が定める期間(当社のインターネット接続サービスの料金、その他の債務(この約款の規定により支払を要することとなった当社のインターネット接続サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいう。以下この条において同じ。)を支払わないときは、その料金その他の債務が弁済されるまでの間)当社のインターネット接続サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を過ぎても、なお支払わないとき。
 - (2) 料金の決済に用いるクレジットカード又は加入者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由によりできなくなったとき。
 - (3) 第41条又は第44条の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、加入者回線に自営端末機、自営電気通信設備、又は当社若しくは当社以外の第1種電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 第20条の規定に違反して当社の検査を拒んだとき、又はその検査の結果、法令で定める技術基準に適合していると認められない自営端末機若しくは自営電気通信設備を、加入者回線から取り外さなかったとき。
 - (6) 第17条第4項、第6項の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により提供の停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を加入者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合、又は当社が適当と認める方法で連絡を試みても加入者に連絡がつかない場合は、この限りではありません。
- 3 加入者が第1項第1号及び第2号の事由により提供の停止を受け、債務の弁済をする場合は、当社が指定する方法で支払うものとします。ただし、提供の再開は、当社が定める日・時間となり、即時再開はできないものとします。また、再開時の当社の操作は、端末機への再開制御操作とし、加入者の当社のインターネット接続サービスの提供を保証するものではありません。

(提供の制限)

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信又は電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、加入者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている加入者回線(当社がそれらの機関との協定により定めたものに限る。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。優先的に取り扱う通信を行う機関は、次表のとおりとします。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含む。以下同じ。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関

預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合には、当社は加入者回線への通信の利用を制限又は一時中止することがあります。
- 4 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をしたときは、その利用を制限又は一時中止することがあります。

第7章 料金等

第1節 料金

(利用料金)

- 第25条 加入者は、加入申込金、利用料、諸費用、工事費その他の料金及びその他の条項に定めた費用等について、別途当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により当社へ支払うものとします。
- 2 加入者が当社の指定する方法で納入しなかった場合、当社は集金できるものとし、その場合、加入者は集金手数料として1,000円を支払うものとします。
 - 3 当社が提供する当社のインターネット接続サービスの料金は、利用料、端末機使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいう。以下同じ。）に定めるところによります。
 - 4 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。
 - 5 経済環境の変動に伴い、別表1の利用料金を改定することがあります。
 - 6 落雷等やむを得ない事由によって、当社が第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合でも、原則として利用料金の減額は行ないません。
 - 7 スマートテレビプラン、スマートテレビプラス電話プランに申し込む場合はクレジットカードでのお支払のみとなります。
 - 8 加入申込者は、超得割プラン、とく割プラン、超得割プラスのうちでビデオレンタルプランに新規で申し込まれる場合、引き落とし口座はひとつとなります。又、クレジットカードでのお支払となります。
 - 9 弊社サービスを複数（テレビ、インターネット、電話）ご利用でそれぞれ支払口座が違うなど2口座以上でお支払いいただいている加入者が、超得割プラン、とく割、超得割プラスのうちでビデオレンタルプランに変更される場合は、口座をひとつにさせていただくか、クレジットカードでのお支払方法に変更していただくものとします。
 - 10 加入者は当社が利用料及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
 - 11 セットプラン利用の加入者が料金未納により強制停止しその後復帰した場合は、セットプランの料金が適応されない場合があります。

第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

- 第26条 加入者は、その契約に基づいて当社が当社のインターネット接続サービスの提供を開始した日が属する月の翌月（付加機能又は端末機の提供については、その提供を開始した日が属する月の翌月）から起算して、契約の解除があった日が属する月（付加機能又は端末機の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（提供を開始した日と契約の解除があった日が同一の月である場合は、1か月間とする。）について、当社が提供する当社のインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」という。）の支払を要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により当社のインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの加入者の利用料等の支払いは、次に定めるところによります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、その期間中の利用料等
 - (2) 提供の停止があったときは、その期間中の利用料
 - (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、当社のインターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払を要しない料金
1 加入者の責任によらない理由により、当社のインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。）が生じた場合（第2項に該当する場合を除く。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する当社のインターネット接続サービスについての利用料等。
2 移転に伴って、当社のインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応するその当社のインターネット接続サービスについての利用料等。

- 3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還するものとします。

(手続に関する料金等の支払義務)

- 第27条 加入者は、約款に規定する手続の請求を行い、当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合においては、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとします。

(工事に関する費用の支払義務)

- 第28条 加入者は、約款に規定する工事の請求を行い、当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合においては、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の請求時期及び支払期日)

第 29 条 加入者は、当社が別に定める日に請求する別表 1 に定める利用料金を、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から毎月当社に支払うものとします。

2 経済環境の変動に伴い、別表 1 の利用料金を改定することがあります。

3 当社が第 1 条に定めるすべての業務を、一月に継続して 10 日以上行わなかった場合は、当該月の利用料金は、第 1 項の規定にかかわらず無料とします。

4 落雷等やむを得ない事由によって、当社が第 1 条に定めるサービスの提供ができなかった場合でも、原則として利用料金の減額は行いません。

第 3 節 割増金及び延滞利息等

(割増金)

第 30 条 加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

(延滞手数料等)

第 31 条 加入者は、利用料金その他の債務について、当社が指定する支払期日までに支払いをしない場合（当社が入金を確認できない場合を含む。）には、別表 1 の料金表に定める延滞手数料を加算して当社に支払うものとします。

2 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者が当社が指定する支払期日を経過しても利用料金その他の債務を支払わない場合、加入者は、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社に支払うものとします。

第 8 章 保守

(当社の維持責任)

第 32 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年総務省令第 30 号）に適合するように維持するものとします。

(通信の秘密の保護)

第 33 条 当社は、当社のインターネット接続サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合は、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合は、必要と認められる範囲内で加入者の通信又は情報の一部を提供することができるものとします。

(加入者の維持責任)

第 34 条 加入者は、端末機に接続されている自営端末機又は自営電気通信設備を、法令で定める技術基準に適合するよう維持するものとします。

(加入者の切分責任)

第 35 条 加入者は、当社のインターネット接続サービスを利用中に、当該サービスを利用できなくなったときは、自営端末機又は自営電気通信設備に故障がないことの確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。

2 前項の確認に際して、加入者から請求があったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせするものとします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判断した場合において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末機又は自営電気通信設備にあったと認められるときは、加入者は、係員の派遣に要した諸費用を支払うものとします。この場合においては、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 36 条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 24 条第 1 項の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って、その電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合においては、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの
2	輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 4 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除く。）

第9章 損害賠償

(損害賠償)

第37条 加入者は、その責任に帰すべき事由により、当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとします。

(責任の制限)

第38条 当社は、当社のインターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責任に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社のインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その電気通信回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下この条において同じ。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該加入者の損害を賠償するものとします。ただし、加入者が当該請求をすることができることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったとき、及び加入者が全く利用できなくなった日から1年を経過したときは、加入者は損害賠償を請求する権利を失うものとします。

- 2 前項の場合においては、当社は、当社のインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る。）に対応する当社のインターネット接続サービスの利用料等の料金額（月額利用料の30分の1に利用不能日数を乗じて算出した額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償するものとします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により当社のインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第39条 当社は、前条の場合を除き、加入者が当社のインターネット接続サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、当社のインターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者（他人に使用させる場合はその者を含む。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款若しくは提供条件等の変更により自営端末機又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下「改造等」といいます。）を要することになる場合であっても、その改造等に要する費用等については負担しません。
- 4 当社は第22条、第23条又は第24条の措置をとったことで、当該加入者が直接又は間接の損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第40条 当社は、加入者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき、又は料金その他債務の支払いを現に怠り、若しくは怠るおそれがあると認められる理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合においては、その理由をその請求した者に通知するものとします。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る加入者の義務)

第41条 加入者は、次の各号を守るものとします。

- (1) 当社が契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、又は損壊しないこと。
- (2) 当社及び他者の通信に妨害を与える行為、又は電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 加入者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
- 3 当社は、当社のインターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有又は占用する敷地、家屋、構造物等は無償で使用できるものとします。この場合においては、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。
- 4 加入者は、当社又は当社の指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修理等を行うため、加入者が所有若しくは占用する敷地、家屋、構造物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。
- 5 道路の無電柱化又は集合住宅一括加入の契約解除等、当社、加入者のいずれの責めにも帰することのない事由により当社の施設の変更を余儀なくされる場合、当社は、加入者への引き込み位置等を変更できるものとします。この場合においては、加入者はこれに協力するものとします。この場合、これに要する費用が発生するときは、当社は、加入者にこの費用を請求することができるものとします。
- 6 加入者は、当社のインターネット接続サービスを利用するにあたり、次の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - (1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産又はプライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者を差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為
 - (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
 - (7) 当社及び他者の情報を改ざん、又は盗み、若しくは消去する行為
 - (8) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為。
 - (9) 他者になりすまして当社のインターネット接続サービスを利用する行為
 - (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者が罪悪感又は嫌悪感を抱く、若しくはそ

- のおそれのあるメールを送信する行為
- (12) 他者の設備等又は当社のインターネット接続サービスの利用若しくは運営を妨げる行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (14) 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
 - (15) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (16) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (17) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (18) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させる事を助長する行為
 - (19) その他法令若しくは公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（暴力団等関係者の排除）

第42条 当社及び加入者は、次の各号に掲げる事項について相互に保証します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体又はそれらの構成員若しくは関係者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自己の役員・従業員・その他使用人が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体の構成員又は関係者ではないこと。
- (3) 自ら又はその役員・従業員・その他使用人が、反社会的勢力への資金提供を行うなどその活動を助長する行為を行ったことがなく、かつ、今後も行わないこと。
- (4) 自ら又はその役員・従業員・その他使用人が、自身で又は第三者を利用して、相手方及びその顧客に対し、暴力的若しくは威圧的な行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為を行わないこと。

（契約の解除等）

第43条 当社及び加入者は、相手方が前条の各号の一に違反していると認められるときは、相手方に対し、何らの通知又は催告をすることなく、加入契約の全部又は一部を直ちに解除することができます。

- 2 前項の契約解除によって契約解除者が損害を被ったときは、相手方に対してその損害の賠償を請求することができます。

（他人に使用させる場合の加入者の義務）

第44条 加入者は、その電気通信回線を加入者以外の者（以下「関係者」という。）に使用させる場合は、当該関係者に対してこの約款を遵守させる義務を負うものとします。

- 2 前項に規定する関係者が第41条第6項の各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当該関係者の行為を加入者の行為とみなして、当社は、加入者に対して損害の賠償を請求できるものとします。

（情報等の削除）

第45条 当社は加入者による当社のインターネット接続サービスの利用が第41条第6項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることを求めることがあります。

- (1) 第41条第6項の各号に該当する行為をやめるように要求すること。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求すること。
 - (3) 加入者に対して表示した情報の削除を要求すること。
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置くこと。
- 2 前項の措置は、加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

（管轄裁判所）

第46条 本契約に関する訴訟は、都城簡易裁判所又は宮崎地方裁判所都城支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表1

加入申込金	* 1世帯1契約につき	
	1 超得割プラン	16,000円
	2 超得割プラスおうちでビデオレンタルプラン	16,000円
	3 とく割プラン	16,000円
	4 スマートテレビプラン	16,000円
	5 スマートテレビプラス電話プラン	16,000円
	6 スタンダードコース	8,000円
	7 プラチナコース	8,000円
	8 ウルトラコース	8,000円
プラン・コース・利用料 (月額料金)	1 超得割プラン (ハイビジョンプレミアムコース・プラチナコース・ケーブルプラス電話)	6,900円
	2 超得割プラスおうちでビデオレンタルプラン (ハイビジョンプレミアムコース・プラチナコース・ケーブルプラス電話・おうちでビデオレンタル)	7,000円
	3 とく割プラン	4,000円
	4 スマートテレビプラン (ハイビジョンプレミアムコース・プラチナコース)	7,900円
	5 スマートテレビプラス電話プラン (ハイビジョンプレミアムコース・プラチナコース・ケーブルプラス電話)	9,230円

	6 スタンダードコース (10M)	3,500円
	7 プラチナコース (100M)	4,000円
	8 ウルトラコース (160M)	5,100円
オプション (月額利用料)	1 追加サービスの利用料 (月額)	
	2 接続パソコン追加 (1台)	1,000円
	3 メールアカウント追加 (1アカウント)	300円
	4 メールBOX容量追加 (10MB)	300円
	5 ホームページ容量追加 (10MB)	500円
	6 無線LANモデム	300円
諸経費 工事費用	引込工事費、宅内工事費	実費
	名義変更手数料	1,000円
	復帰手数料	4,000円
	引込配線撤去工事費	4,000円
	機器交換費	3,000円
	集金手数料	1,000円
	出張費	3,000円
	休止管理費用	800円
	延滞手数料 (1回につき)	500円

注 上記金額には消費税を含みません

別表2 (契約の有効期限・最低利用期間)

プラン名・コース名	契約の有効期限	最低利用期間
1 超得割プラン	3年	3年
2 超得割プラスおうちでビデオレンタルプラン	3年	3年
3 とく割プラン	3年	3年
4 スマートテレビプラン	3年	3年
5 スマートテレビプラス電話プラン	3年	3年
6 スタンダードコース(10M)	1年又は、2年(注1)	1年又は、2年(注1)
7 プラチナコース(100M)	1年又は、2年(注1)	1年又は、2年(注1)
8 ウルトラコース(160M)	1年又は、2年(注1)	1年又は、2年(注1)

注1：第5条4項に同意した場合のみ

別表3 (解約料(違約金))

プラン名・コース名	解約金(違約金)
1 超得割プラン	60,000円
2 超得割プラスおうちでビデオレンタルプラン	60,000円
3 とく割プラン	35,000円
4 スマートテレビプラン	50,000円
5 スマートテレビプラス電話プラン	60,000円
6 スタンダードコース(10M)	25,000円
7 プラチナコース(100M)	25,000円
8 ウルトラコース(160M)	25,000円

別表6 (損害金)

機器名	損害金額(円)	機器名	損害金額(円)
ケーブルモデム	9,500	ケーブルモデム(Wi-Fi)	14,200

注) 上記金額には消費税は含みません。

BTVケーブルテレビ株式会社 クレジットカード支払い規約

1. 弊社がおお客様にご請求する TV・インターネット・ケーブルプラス電話等のご利用料金（以下「ご利用料金」という）について、支払義務があることを承諾し、クレジットカード会社（以下「カード会社」という）が定める約款に基づきお支払いいただきます。
2. クレジットカード支払いに必要な情報（カード情報・ご利用料金等）を、弊社からカード会社に通知することを承諾いただきます。
3. 弊社は、カード会社からおお客様にご請求されるご利用料金の内訳等を、弊社サービスである DCBEE マイページ（インターネット上でご利用料金の内訳等をお知らせするサービス）によりご案内いたします。クレジットカードによるお支払いを開始後は、弊社からの書面による請求書や領収証の送付は無くなります。
4. クレジットカード支払いの開始時期は、お申込みいただいた日の次回または次々回の請求からとなります。クレジットカード支払いを開始する前のご利用料金につきましては、従来のお支払い方法でお支払いください。クレジットカード支払いの開始以降は、お客様から弊社に申し出をいただかない限り、継続してご利用料金をクレジットカードによりお支払いいただきます。
5. カード会社からのクレジットカード利用明細の送付時期・口座引落日は、お客様がご指定のカード会社により異なります。
6. クレジットカードの会員番号や有効期限が変更になった場合、お客様に事前にお知らせすることなく、新しい会員番号や有効期限がカード会社より弊社に通知される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
7. ご指定いただいたクレジットカードを変更される場合は、再度お申込みが必要となりますので、速やかに弊社へお問合せください。
8. カード会社の締切日と弊社のご利用料金の計算期間との関係その他事務処理上の場合により、2ヶ月分のご利用料金をまとめてカード会社よりご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
9. カード会社の約款により会員資格を喪失したとき、またはクレジットカード支払いを解約したときなど、クレジットカードが利用できない状態にあるときでも、弊社がその旨の通知をカード会社から受けた翌月ご利用分のご利用料金までカード会社からご請求させていただく場合があります。
10. カード会社からの申し出により、クレジットカードによるご利用料金のお支払いを解除させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. お客様が次のいずれかに該当する場合は、弊社から直接ご請求させていただきます。
 - (1) カード会社の約款によりご利用料金についてカードでのお支払いが承認されない場合
 - (2) カード会社の約款によりカード会員資格を喪失されている場合
 - (3) カード会社により会員番号の変更、有効期限の更新が行われ、弊社がその更新内容を確認する必要がある際に、一定期間お客様とご連絡が取れない場合
 - (4) 上記の他、弊社がおお客様として不適切であると判断した場合
12. 弊社は、ご加入者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更後は変更後の規約が適用されます。変更した規約については、弊社ホームページに公開いたします。また、弊社からのお知らせについては、弊社ホームページに掲載した時点をもって、通知したものとさせていただきます。